南部大阪都市計画区域区分の変更(岸和田市)に対する意見書の要旨と大阪府の見解

都市計画案に係る意見の要旨

- ・本件市街化区域編入が泉州山手線の延長を見 据えた措置であることは明白であり、この件 については何らの異存もないが、現在当該区 域の半分程度しか土地区画整理事業が進んで おらず、いまだ仮同意を得た準備組合設立に 至っただけの状態である。
- ・今後当該地域の地権者の本同意取り付けによって本組合を立ち上げ、土地区画整理事業を行うことを視野に入れるべきであると思うが、5月に岸和田市が開催した都市計画変更の説明会の出席率は非常に低く、本地域における市街化区域編入はいまだ周辺地権者の十分な周知を行えていないものと考える。
- ・当該地域は農地も多く、このまま今秋ごろの市 街化区域編入になる場合は、激変緩和措置が あるとはいえ、翌年以降多額の固定資産税及 び都市計画税が課されることとなり、資金力 に余裕のない地権者が生産緑地や土地区画整 理事業を待たずに転用、建築、売却等を行うこ とが容易に予想される。
- ・そうなると土地区画整理事業の意義が失われ、 現在立ち上がっている準備組合すら空中分解 する懸念が生じる。さらに寝耳に水の話だと 地権者らが憤慨し、泉州山手線の延伸及び土 地区画整理事業そのものへのイメージ悪化に つながり、本件事業について賛同を得にくく なる可能性も十分に考えられる。
- ・よって、本件市街化区域編入については固定資産税・都市計画税の基準日以降となる令和7年 1月2日以降とし、周知・熟慮期間としてせめてもう1年間の猶予をいただきたい。

大阪府の見解

- ・南部大阪都市計画区域区分の変更は、本件市街 化区域への編入範囲の権利者により設立され た「山直東まちづくり研究会」等におけるこれ までの検討や説明会、個別相談会等を踏まえ て、岸和田市より区域区分の変更の申し出が あったもので、これを受けて本府では、「第8 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分 変更についての基本方針」に基づき、編入の必 要性や区域の妥当性を検討した上で、都市計 画案を作成しています。
- ・この都市計画案の作成にあたっては、都市計画 法第16条に基づき住民の意見を聴くための公 聴会の開催について、大阪府公報にて公告し、 大阪府ウェブサイトや岸和田市広報誌に掲載 するなどの情報提供を行っています。また、同 法第17条に基づき都市計画案の縦覧を実施し ています。
- ・区域区分の変更は、計画的な土地利用が確実な 見込みとなったことを踏まえて、都市計画法 に基づき遅滞なく実施するものであり、当該 地区は、地区計画による計画的な市街地整備 が確実となったことから、市街化区域への編 入を行うものです。